業務委託契約書（飲食業）

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕株式会社（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲が所有する下記店舗(以下「本件店舗」という。)における以下の業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

記

　本件店舗の詳細

　　所在地　所在 ○○県○市○町○丁目〇番

　　　　　　家屋番号　　○○

種類・構造

床面積 ○○平方メートル

　　所有者　甲

　　　　　　現在の店舗名　○○

　　　　　　現在の業種　　レストラン経営

業務内容

1. 本件店舗での飲食の提供に関する業務
2. その他、本件業務に関して他甲が指示する業務

2　本件業務の詳細は、別紙「レストラン運営仕様書」によるものとする。

3　乙は、本契約の定めに従い、、懇切かつ誠実に本件業務を実施し、常に利用者に対するサ－ビスの向上に努めるものとする。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までの〇年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して、期間満了による本契約の終了の意思表示を行わないときは、本契約はさらに〇年間更新され、以降も同様とする。

第３条

本件業務に関して委託料は発生しない。

2　本件店舗の運営費用は乙が負担し、本件業務により生じた収入は乙に帰属する。

第４条

本件店舗の使用料は、月額金〇円とする。

2　乙は、別途定めるところにより、電気、ガス、水道、電話通信費等の使用経費を負担する。

3　乙は、前項の使用料及び使用経費を、毎月末日締め翌月〇日限り、甲指定の銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙が負担する。

第５条

乙は、本件業務の遂行に関して、利用者に対するサービス及び安全の確保に必要な職員を配置し、火災等の事故の防止及び衛生管理に万全を期すものとする。

第６条

乙は、本件業務の運営状況を、各月終了後速やかに甲に報告するものとする。

2　甲は、必要があると認めたときは、業務の経理状況その他必要な事項について報告を求め、又は適宜実地調査ができるものとする。

第７条

乙は、本件店舗を善良な注意をもって管理し、万一故障や毀損等が生じたときは、、直ちに甲に届け出、甲の指示に従うものとする。

2　乙は、本件店舗の内装等を変更するときは、予め甲の書面による承諾を得なければならない。

3　本契約がいかなる事由であっても終了したときは、前項の変更について甲が原状回復を求めた場合、乙は自らの費用負担でこれに従うものとする。

第８条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方及び本施設利用者の個人情報を含む一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお〇年間効力を生ずる。

第９条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に再委託してはならない。

2　乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡してはならない。

第１０条

乙は、乙及び乙の従業員が本件業務遂行中に過失により甲もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由がある場合には、この限りでない。

第１１条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

1. 相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき
2. 相手方が本契約の規定の一に違反したとき

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

1. 乙の業務処理が不適当であり、改善の余地がないと認められるとき
2. 乙が本契約を履行できないとき。

3　本条の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第１２条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１３条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印